

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 平川 純子
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2023年1月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	カルビー株式会社
証券コード	2229
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	GICプライベート・リミテッド（GIC Private Limited）
住所又は本店所在地	シンガポール共和国068912、キャピタル・タワー #37-01、ロビンソン・ロード168（168 Robinson Road #37-01 Capital Tower, Singapore 068912）
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 平川 純子
電話番号	03-6212-5500

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書2
訂正される報告書の報告義務発生日	2022年12月23日
訂正箇所	2023年1月5日に提出いたしました変更報告書2につきまして、取り下げいたします。